

広島県告示第三百七十三号

令和四年広島県告示第四百十三号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定の一部を次のように変更する。）

変更する制限区域の別図は、広島県土木建築局港湾振興課及び東部建設事務所において縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

変更後				変更前			
港湾名	地区名	施設名	制限区域	港湾名	地区名	施設名	制限区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福山港	沖浦地区			福山港	沖浦地区	沖浦東岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
(略)	箕島地区	箕島四号岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	(略)	箕島地区	中国製鋼岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
(略)	鋼管地区			(略)	鋼管地区	JFE原料ベース(N)	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域